

保護者各位

共愛学園中学高等学校保健室

## ＜日本スポーツ振興センターへの申請手続きについて＞

日本スポーツ振興センターでは、学校管理下の災害について医療費等の給付を行っています。

**※災害発生日から2年間一度も申請を行われていない場合、給付申請できなくなります。  
早めの手続きをお願いします。**

### ◎手続きの方法

#### 1. 用紙をダウンロード

基本となる書類は以下の2枚です。

- ・「災害報告書」
- ・「医療等の状況 別紙3（1）」

#### 2. 用紙の記入

##### 【本人が記載】

- ・災害報告書

被災した本人が例文を参考に状況を詳しく記入してください。

##### 【医療機関に記載を依頼】

- ・医療等の状況 別紙3（1）

医療機関の受付に提出し、記入を依頼してください。\*1ヶ月につき1枚の用紙が必要です。

##### 【以下の場合、別途専用の用紙が必要となるのでダウンロードしてください。】

- ・「医療等の状況」別紙3（3）：接骨院にて治療を受けた場合に記入を依頼してください。
- ・「調剤報酬明細書」別紙3（7）：院外処方の場合は、薬を受け取った薬局に記入を依頼してください。
- ・「治療用装具生血明細書」別紙3（6）：治療用装具（サポーター等）の装着が必要な場合は医療機関に記入を依頼してください。なお下半分は保護者の方が記入してください。
  - \* 学校提出時には領収証のコピーも必要です。
  - \* 装具装着年月と同月の「医療等の状況」とあわせて請求してください。
- ・「高額療養状況の届」：1ヵ月の診療点数（「医療等の状況」3（1）に記入された点数）が入院等により7000点を超える場合は必要です。ただし、公費負担医療制度（こども医療助成等）を使用している場合には不要です。

### 3. 提出

不備がないことを確認した上で、生徒本人が保健室に提出してください

### 4. 申請後、給付

給付金は、各ご家庭の学費口座に振り込まれます。\* 振込み手数料を差し引いた金額となります

### 5. 注意事項

- ・ 治療終了までの合計の診療点数が500点以下の場合、給付対象にはなりません。
- ・ 基本的には総治療費の4割（個人負担額の3割＋療養に伴う費用1割）が給付されます。
  - \* 療養に伴う費用：通院にかかった交通費など、治療費以外にかかった諸費を補うためのものです。
- ・ 医療等の状況等には公費負担医療制度（こども医療助成、ひとり親等）の使用の有無を必ず記載してください。公費負担医療制度を使用した場合には療養に伴う費用1割が給付されます。
  - \* 群馬県ではこども医療助成制度があります。
- ・ 「医療等の状況」の証明を受ける際用紙を持参しても直ぐに書いて頂けない場合があります。余裕をもってご依頼ください。